

## 裁判官会議（第4回）議事録

令和6年2月7日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 戸倉長官、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、長嶺、安浪、渡邊、岡、堺、今崎、宮川各裁判官

戸倉長官議長席に着く。

議事

人事について

- (1) 徳岡人事局長から、資料第1に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、報告がされ、2の裁判官の転補等及び3の裁判官の判事任命等については、いずれも原案どおり決定した。
- (2) 徳岡人事局長から、資料第2に基づき、福岡家庭裁判所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

福岡家庭裁判所長岩木宰の定年退官に伴い、岡山家庭裁判所長永井尚子を福岡家庭裁判所長とし、その後任者を福岡高等裁判所判事（部の事務総括者）久保田浩史とし、その後任者を宮崎地方、家庭裁判所長松田典浩とし、その後任者をさいたま地方、家庭裁判所判事沖中康人とする。

午前10時34分終了

議長

秘書課長

裁判官会議資料第1  
(2月7日開催)

裁判官会議付議人事関係事項(令和6.2.7提出)

1 裁判官の退官について

定年退官 (令 6. 3. 8)

さいたま地川越支判事・川越簡裁判事

小島法夫 (45)

定年退官 (令 6. 3. 8)

名古屋高判事・名古屋簡裁判事

後藤眞知子 (38)

2 裁判官の転補等について

東京地判事 (部総括)・東京簡裁判事

東京高判事・東京簡裁判事

衣斐瑞穂 (50)

最高裁総務局付 (東京地判事補・東京簡裁判事)

神戸地家尼崎支判事補・尼崎簡裁判事

長岡慶 (70)

最高裁人事局付 (東京地判事補・東京簡裁判事)

神戸地家尼崎支判事補・尼崎簡裁判事

金子慧史 (71)

最高裁民事局付 (東京地判事補・東京簡裁判事)

那覇地家判事補・那覇簡裁判事

佐藤壮一郎 (71)

最高裁民事局付 (東京地判事補・東京簡裁判事)

神戸地家姫路支判事補・姫路簡裁判事

鈴木新星 (71)

最高裁民事局付 (東京地判事補・東京簡裁判事)

東京地判事補・東京簡裁判事

溝口翔太 (71)

最高裁刑事局付（東京地判事補・東京簡裁判事）

青森家地弘前支判事補・弘前簡裁判事

渋谷俊介(69)

最高裁行政局付（東京地判事補・東京簡裁判事）

静岡地家判事補・静岡簡裁判事

白井宏和(70)

最高裁家庭局付（東京家判事補・東京簡裁判事）

長野家地判事補・長野簡裁判事

吉原裕貴(69)

福井簡裁判事・大野簡裁判事

東京簡裁判事

村上政司

金沢簡裁判事

名古屋簡裁判事

竹内亨

### 3 裁判官の判事任命等について

最高裁行政局付（東京簡裁判事・東京地判事）

最高裁行政局付（東京簡裁判事・東京地判事補）

浅江貴光(64)

## 裁判官会議（第5回）議事録

令和6年2月14日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 戸倉長官、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、長嶺、安浪、渡邊、岡、堺、今崎、尾島、宮川各裁判官

戸倉長官議長席に着く。

### 議事

1 事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則及び民事事件記録符号規程及び事件記録等保存規程の一部を改正する規程について

小野寺総務局長から、資料第1に基づき、標記の規則及び規程について説明があり、いずれも原案どおり決定した。

2 大法廷首席書記官等に関する規則の一部を改正する規則及びこれに関する議決について

小野寺総務局長及び後藤審議官から、資料第2に基づき、標記の規則及びこれに関する議決について説明があり、いずれも原案どおり決定した。

3 最高裁判所事務総局規則の一部を改正する規則について

小野寺総務局長及び清藤審議官から、資料第3に基づき、標記の規則について説明があり、原案どおり決定した。

4 最高裁判所事務総局分課規程及び最高裁判所事務総局等職制規程の一部を改正する規程について

小野寺総務局長、染谷経理局長及び清藤審議官から、資料第4に基づき、標記の規程について説明があり、原案どおり決定した。

5 不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則について

染谷経理局長から、資料第5に基づき、標記の規則について説明があり、原案どおり決定した。

6 裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則等の一部を改正する規則及び裁判所職員健康管理規程の一部を改正する規程並びにこれらに関する議決について

徳岡人事局長から、資料第6に基づき、標記の規則及び規程並びにこれらに関する議決について説明があり、いずれも原案どおり決定した。

午前11時01分終了

議 長

秘書課長

## 裁判官会議（第6回）議事録

令和6年2月21日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 戸倉長官、深山、三浦、草野、宇賀、林、岡村、長嶺、安浪、渡邊、岡、  
堺、今崎、尾島、宮川各裁判官

戸倉長官議長席に着く。

### 議事

#### 1 区分所有法制の見直しに関する要綱について

福田民事局長から、資料第1に基づき、標記の要綱について報告があった。

#### 2 情報通信技術の進展等に対応するための刑事法の整備に関する要綱について

吉崎刑事局長から、資料第2に基づき、標記の要綱について報告があった。

#### 3 家族法制の見直しに関する要綱について

馬渡家庭局長及び福田民事局長から、資料第3に基づき、標記の要綱について報告があった。

#### 4 成年後見制度の見直しに関する法制審議会への諮問について

馬渡家庭局長から、資料第4に基づき、標記の法制審議会への諮問について報告があった。

#### 5 遺言制度の見直しに関する法制審議会への諮問について

馬渡家庭局長から、資料第5に基づき、標記の法制審議会への諮問について報告があった。

#### 6 下級裁判所裁判官指名諮問委員会の答申について

小野寺総務局長から、資料第6に基づき、標記の答申について報告があった。

午前10時55分終了

議長

秘書課長

## 裁判官会議（第7回）議事録

令和6年2月28日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 戸倉長官、深山、三浦、宇賀、林、岡村、長嶺、安浪、渡邊、岡、堺、今崎、尾島、宮川各裁判官

戸倉長官議長席に着く。

### 議事

人事について

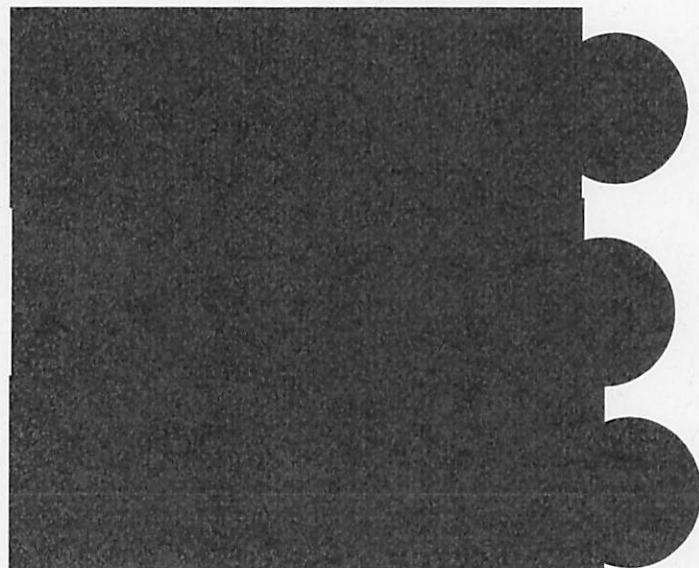
- (1) 徳岡人事局長から、資料第1に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の転補等、2の裁判官の新規任命等、3の司法研修所教官の充職、4の令和5年度司法修習生の採用及び5の令和5年度司法修習生の修習期間の決定については、いずれも原案どおり決定した。
- (2) 徳岡人事局長から、資料第2に基づき、最高裁判所事務総局秘書課長兼広報課長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。
  - ア 最高裁判所事務総局秘書課長兼広報課長板津正道を東京地方裁判所判事（部の事務総括者）とし、その後任者を千葉地方、家庭裁判所判事福島直之とする。
  - イ 最高裁判所事務総局審議官兼情報政策課長清藤健一を最高裁判所事務総局デジタル審議官とする。
  - ウ 大阪高等裁判所判事齋藤正人の定年退官に伴い、広島地方裁判所長村越一浩を大阪高等裁判所判事（部の事務総括者）とし、その後任者を大阪地方裁判所判事内藤裕之とする。

午前10時37分終了

議長

事務総長

秘書課長



裁判官会議資料 第1  
(2月28日開催)

裁判官会議付議人事関係事項(令和6.2.28提出)

1 裁判官の転補等について

さいたま地家判事（部総括）・さい  
たま簡裁判事 東京高判事・東京簡裁判事  
鈴木尚久 (47)

司研教官（東京地判事・東京簡裁判  
事） 東京地判事・東京簡裁判事  
佐伯良子 (57)

司研教官（東京地判事・東京簡裁判  
事） 横浜地判事・横浜簡裁判事  
大西恵美 (60)

2 裁判官の新規任命等について

福岡簡裁判事・福岡地家判事補（職  
権特例指名） 外務事務官（在中華人民共和国日本  
国大使館二等書記官）  
大竹泰章 (68)

3 司法研修所教官の充職について

充司研教官 東京地検検事  
福士寿子 (59)

4 令和5年度司法修習生の採用について

「令和5年度司法修習生採用候補者名簿」のとおり

5 令和5年度司法修習生の修習期間の決定について

令和5年度司法修習生について、裁判所法第67条の2第1項及び第67条の3  
第1項の「修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間」を、いずれ  
も令和6年3月21日から令和7年3月26日までと定める。